

○宗像市空家等対策の推進に関する条例

令和4年12月16日

条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適正な管理及び管理不全な状態にある空家等に対する措置に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2) 管理不全な状態 そのまま放置すれば保安上危険となるおそれのある状態又は衛生上有害となるおそれのある状態、その他周辺的生活環境を害するおそれがある状態をいう。

(3) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

(市の責務)

第3条 市は、空家等の適正な管理並びに空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が管理不全な状態にならないよう、常に自らの責任において適正な管理を行わなければならない。

(民事による解決との関係)

第5条 この条例の規定は、空家等の所有者等及び当該空家等により被害を受ける、又はそのおそれのある者との間で、民事による解決を図ることを妨げるものではない。

(管理不全な状態にある空家等に対する措置)

第6条 市長は、管理不全な状態にあると認められる空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等及び法第13条第1項に規定する管理不全空家等を除く。）の所有者等に対し、管理不全な状態の改善に必要な措置をとるよう助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお管理不全な状態にある空家等（法第2条第2項に規定する特定空家等及び法第13条第1項に規定する管理不全空家等を除く。）の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、管理不全な状態の改善に必要な措置をとることを勧告することができる。

（令5条例28・一部改正）

（緊急安全措置）

第7条 市長は、空家等について倒壊や建築資材の飛散等の危険な状態が切迫し、そのまま放置すると市民等の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その被害を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、緊急安全措置を講じた場合において、当該措置に係る空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を告示するものとする。

4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収するものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月21日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。